

京都市告示第 52 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 26 年 4 月 2 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類            市 道  
供用開始の期日        告示の日  
路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	延 長	敷地の幅員
西七条緯36号線	下京区西七条東久保町55番地の59地先から 同町55番地の60地先まで	メートル 149.90	メートル 6.00～ 12.01
上鳥羽緯96号線	南区上鳥羽高島町51番地の11地先から 同町51番地の17地先まで	62.00	6.00～ 12.04
淀駅北側道線	伏見区納所町587番地地先から 同区淀本町205番地地先まで	569.50	6.00～ 9.80

(建設局土木管理部道路明示課)